

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和5年1月20日午後1時30分から令和5年第1回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第4番委員	田口敏	第13番委員	及川宏和
第5番委員	高橋重貴	第14番委員	小嶋教三
第6番委員	名和和弘	第15番委員	山路和弘
第7番委員	高橋正則	第16番委員	高橋新一
第8番委員	松本隆	第17番委員	佐藤浩幸
第9番委員	菊地重治	第18番委員	及川和芳
第10番委員	有住寿哉	第19番委員	高橋旦志
		第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口潤
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	巴春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
議案第4号	農地法の適用外証明願の審査について
議案第5号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第6号	金ヶ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	巴春菜

- 議 長 只今から令和5年第1回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 時間 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には10番有住寿哉委員、11番小坂倫充委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。
- 議 長 日程第6、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審

議についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議長 挙手全員であります。よって、本案は許可することに決定しました。

議長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局、説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。続いて現地調査の報告を求めます。番号1番の案件について、1番岩野悦子委員より報告願います。

1番委員 1番岩野です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。
1月17日午後、北部地区の小坂倫充委員、及川和芳委員、高橋旦志委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
譲受人である ████████ が周辺の山林等を開発し、事業用地として分譲するにあたり、開発道路として利用するため、██████さん所有の畑を、売買により取得し転用しようとするものです。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の農地区域内にある農地であり、第1種農地となりますが、「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成するうえで、当該農地を供することが必要であると認められる場合。ただし、事業の総面積に占める第1種農地の面積割合が3分の1を超えないもの。」という例外規定に該当すると判断されます。
一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関からの残高証明書により確認しています。
現地は、西側が所有者の畑、南側が道路を挟んで田と接していますが、アスファルト舗装とするほか、雨水については道路側溝に排水する計画であることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。
以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。
以上で現地報告を終わります。

- 議 長 ご苦労様でした。続いて、番号2番の案件について、4番田口敏委員より報告願います。
- 2 番 委 員 4番田口です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。
- 1月17日午前、街地区の高橋重貴委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
- 譲受人である[]さんが、自己住宅を建築するとともに、駐車場用地とするため、[]さん所有の畑を取得し、転用しようとするものです。
- 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は農業振興地域の農用地区域外となっています。また、第2種農地に該当しますが、周辺の土地と比較検討した結果、代替性はないものと判断されます。
- 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを融資証明書により確認しています。
- 現地は、南側が畑と接していますが、十分な転圧を行い土砂の流出を防ぐ計画となっているほか、雨水は自然浸透又は町道側溝へ排水する計画となっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。
- 以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。
- 以上で現地報告を終わります。
- 議 長 ご苦労様でした。
- これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
- 全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は許可相当の意見を付して県へ進達することに決定しました。
- 議 長 日程第8 議案第3号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。
- 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
- 説明が終わりました。
- これより質疑には入ります。質疑ございませんか。
- なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
- なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第3号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、承認相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。よって、本案は、承認相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第9 議案第4号 農地法の適用外証明願の審査についてを議題といたします。事務局説明を求めます。

事務局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番の案件について、4番田口敏委員より報告願います。

1番委員 4番田口です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。なお、この案件は、先ほどの議案第2号の2番に関係するものであり、重複する部分もあることをご容赦願います。
1月17日午前に、街地区の高橋重貴委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
申請地は、■■■■さん所有の畑ですが、現況は車庫等の建物敷地及び通路となっています。今回の申請に至った経緯ですが、昭和42年に畜舎・作業場を建築、昭和57年に車庫を建築、敷地内通路については、昭和49年の母屋の建て替え以前より通路として利用していたとのことです。
今回、畜舎、作業場を取り壊し、■■■■の自宅を建築するため調査を行ったところ、農地であることが判明し、農地法適用外証明願の続きが出されました。
現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり作業場、車庫、敷地内通路として使用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。
なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。
以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断致しました。
以上で現地報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第4号、農地法の適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。
———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。よって、本案は証明することに決定しました。

議 長 日程第 10 議案第 5 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議案といたします。

事務局 局長 事務局、説明を求めます。

議 事 議 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。

議 局長 ここで、所有権移転番号 1 番の案件について、6 番名和和弘委員が農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

議 局長 ——第 6 番委員 退席——

議 局長 これより、所有権移転番号 1 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 局長 ——なしの声あり——

議 局長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 局長 ——なしの声あり——

議 局長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 局長 所有権移転番号 1 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 局長 ——全員挙手——

議 局長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。6 番名和和弘委員の入席を許します。

議 局長 ——第 6 番委員 入席——

議 局長 6 番名和和弘委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議 局長 続いて、所有権移転番号 5 番及び利用権設定番号 9 番から 11 番の案件について 5 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

議 局長 ——第 5 番委員 退席——

議 局長 これより、所有権移転番号 5 番及び利用権設定番号 9 番から 11 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 局長 ——なしの声あり——

議 局長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

議 局長 ——なしの声あり——

議 局長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 局長 所有権移転番号 5 番及び利用権設定番号 9 番から 11 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

議 局長 ——全員挙手——

議 局長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。5 番高橋重貴委員の入席を許します。

議 局長 ——第 5 番委員 入席——

議 局長 5 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議 局長 それでは、議案第 5 号の所有権移転番号 2 番から 4 番及び 6 番から 12 番並びに利用権設定番号 1 番から 8 番及び 12 番から 24 番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 局長 ——なしの声あり——

- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第5号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第11、議案第6号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局、説明を求めます。
- 事 務 局 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第6号 金ケ崎町農用地利用配分計画案に対する意見の決定について、原案のとおり計画の変更に異議ない旨の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和5年第1回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14時15分